

自分の命は自分で守る！



交通事故にあわないために

- ①道路や交差点では、一度止まって左右の安全を確認します。飛び出しは絶対にしません。
- ②交差点では3歩下がって待ち、青信号でも車が来ないか確かめながら渡ります。
- ③車やバスの前後を通りぬけて、飛び出しません。
- ④道路や歩道では、横に広がって歩いたり、自転車で並んで走ったりしません。
- ⑤車に乗る時は、後ろの座席でも、必ずシートベルトをします。
- ⑥スマホ、イヤホン、傘などを使用しながらの自転車運転はしません。

道路を横断する時の約束

- 「止まる」信号が青に変わった時や青の時、点滅の時も一旦止まります。
- 「見る」横から車が来ないか、ドライバーの顔まで見ます。
- 「待つ」車がいなくなるまで待ちます。

自転車保険に加入しましょう

万が一の加害事故に備え、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。自転車に乗る人は必ず加入しなければいけません。
(令和4年7月1日より義務化)

大切な命を守るために、自転車に乗る時は、必ずヘルメットをかぶりましょう。

(令和5年4月1日から全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化となりました。)

